

令和6年5月15日
東京都

市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可について

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定に基づき、春日・後樂園駅前地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可し、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、令和6年5月15日付けで公告したので、都市再開発法施行規則（昭和44年建設省令第54号）第39条第3項の規定に基づき、その内容について掲示する。

【公告の内容】

- 1 組合の名称
春日・後樂園駅前地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
平成24年3月15日から令和6年12月31日まで
- 3 施行地区
文京区小石川一丁目地内
- 4 事務所の所在地及び設立認可の年月日
文京区小石川二丁目1番2号 ユニオン小石川第一ビル
平成24年3月15日
- 5 変更の内容
事業施行期間を令和7年12月31日まで延長する。
- 6 定款及び事業計画の変更の認可の年月日
令和6年5月15日

問合せ先 (変更認可について) 東京都都市整備局市街地整備部再開発課民間再開発担当 担当 岡本・福士 電話 03-5320-5131 (事業内容について) 春日・後樂園駅前地区市街地再開発組合 電話 03-5805-7793
--

公 告

令和六年五月十五日、東京都知事より春日・後樂園駅前地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更が認可されましたので、次のように公告します。

令和六年五月十五日

春日・後樂園駅前地区第一種市街地再開発事業

施行者 春日・後樂園駅前地区市街地再開発組合

理事長 杉 田 明

治



一 組合の名称

春日・後樂園駅前地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十四年三月十五日から令和六年十二月三十一日まで

三 施行地区

文京区小石川一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

文京区小石川二丁目一番二号 ユニオン小石川第一ビル
平成二十四年三月十五日

五 変更の内容

事業施行期間を令和七年十二月三十一日まで延長する。

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和六年五月十五日